

魚津市告示第110号

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱の一部改正について
魚津市創業者支援事業助成金交付要綱（令和元年魚津市告示第102号）の
一部を次のように改正する。

令和8年4月7日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条-第3条 (略) (交付対象者)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) - (4) (略) (5) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条-第12条 (略)</p> <p>別表第1-別表第3 (略)</p> <p>様式第1号-様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号(第9条関係) 【別記】</p> <p>様式第6号・様式第7号 (略)</p>	<p>第1条-第3条 (略) (交付対象者)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) - (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条-第12条 (略)</p> <p>別表第1-別表第3 (略)</p> <p>様式第1号-様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号(第9条関係) 【別記】</p> <p>様式第6号・様式第7号 (略)</p>

【別記】

改正後

様式第 5 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市創業者支援事業助成金
については、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定によ
り、交付を決定し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

交付の条件

【別記】

改正前

様式第 5 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市創業者支援事業助成金
については、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定によ
り、交付を決定し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。